

○総務省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文
総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（参事官） 第二百二十条 本省に、参事官一人を置く。 2 参事官は、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。</p>	<p>（参事官） 第二百二十条 本省に、参事官二人を置く。 2 参事官は、命を受けて、サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける。</p>